

地域健康セミナー

同級生の医療プロフェッショナルが各務原で語り合う!!

事前申込
必要です

日時

2023年1月22日 日 13:00~受付
13:30~15:30

場所

あすかホール 入場無料

各務原市産業文化センター1F

定員になり次第、締め切らせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては
中止になる場合があります。

みなさま
お誘い合わせの上
ご参加ください



1部 専門分野の講演 (各20分)

最近のくすりはなし



中外製薬株式会社
代表取締役社長
最高経営責任者(CEO)

奥田 修氏

地域に根差した
がん医療をめざして



岐阜大学医学部附属病院
乳腺外科
教授

二村 学 医師

脳卒中にならないための
5ヶ条



兵庫医科大学病院
脳神経外科
主任教授

吉村 紳一 医師

2部 パネルディスカッション

コーディネーター / 岐阜県議会議員 松岡 正人

「未来の岐阜の医療・健康増進のために！」

【申込方法】住所・氏名・携帯電話をご記入の上、下記迄お申込みをお願い致します。

【FAX】058-389-6676

【E-mail】shiwase@yaranaakan.jp

【TEL】058-389-6665 (平日 9:30~16:00)



岐阜県議会議員

松岡正人事務所

〒504-0908 岐阜県各務原市那加織田町2-5-1



岐阜県議会議員
松岡 正人

後援会お申込み



公式HP



やらなあかんブログ



セミナー開催にあたって

新型コロナウイルスが感染拡大、蔓延してもうすぐ3年、皆様の生活や経済、地域活動などに大きな影響を及ぼし変化が起きています。医療や介護の体制も大変厳しい状況になりましたが、岐阜県は「岐阜モデル」といわれる全国的に注目される体制で迅速に対応し、県民の皆様の協力と理解をいただきながら「オール岐阜」で乗り切ってきました。今後はアフターコロナを見据えた感染症に強い医療体制の構築が最重要課題になります。それとともに県民ひとりひとりが健康を維持するために、医療や薬に対する適切な知識や情報を得ることが大切だと私は考えています。そんな想いから、今回の「地域健康セミナー」を企画しました。私の学生時代の同級生3人から、健康増進や健康年齢延伸などの参考になるお話を聴いていただければと思います。

お誘いあわせのうえ、ご参加をお待ちしております。

岐阜県議会議員 松岡正人

岐阜県議会議員 松岡正人

Profile

1963年 各務原市生まれ
子苑幼稚園、那加第二小学校、
那加中学校、岐阜高校
学生時代はバドミントン部
中・高・大学を通じて全国大会出場

1986年 同志社大学経済学部卒業
十六銀行入行
銀行退行後、保険代理業独立開業
消防団や各務原青年会議所で地域活動や
まちづくりに参画

2007年 岐阜県議会議員 初当選(現在4期目)
現在 各務原市バドミントン協会 会長
各務原市レクリエーション協会 会長

【岐阜県議会における経歴】

2012年 厚生環境委員会 委員長
2013年 教育警察委員会 委員長
2014年 総務委員会 委員長
2015年 土木委員会 委員長
2016年 企画経済委員会 委員長
2017年 監査委員
2019年 農林委員会 委員長
2021年 第129代副議長
2022年 土木委員会 委員



毎日ブログで活動報告をしています

後援会お申込み



公式HP



やらなあかんブログ



具体的に取り組んだ健康・福祉政策

皆様からのご相談やご要望と私自身のさまざまな経験を踏まえて、議員提案条例を提案・提言することで、健康福祉政策に積極的に取り組み県行政に働きかけてきました。

【岐阜県 がん対策推進条例】 平成22年9月

乳がん罹患した妻と闘病生活をしてきた経験から、第8条で女性特有のがん予防及び早期発見の推進、第9条でがん患者等への支援を項目としてとりあげ、セカンドオピニオン、患者支援体制、相談体制の拡充を条文に盛り込むように提案しました。

【岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例】 平成22年4月

歯の健康は健全な身体に繋がるという想いで、虫歯はできるだけ早く見つけて治療するために、第3条で検診の必要性や体制づくり、第8条で教育現場での指導などについて提案しました。

【岐阜県 清流の国スポーツ推進条例】 平成25年3月

第9条で、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるように、「レクリエーション活動その他のスポーツ活動」という提案をしました。それによってレクリエーションという言葉が全国で初めて条例に盛り込まれました。今も各務原市レクリエーション協会会長として普及活動をしています。

【岐阜県 障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例】 平成30年4月

第3条で、全ての障がいのある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを強く提言しました。その具体的な施策や活動として、特別支援学校での就労支援や技術習得について、県と企業との連携を推進しました。また障がい者就労支援センターの開設に向けて、支援企業と連携しながら取り組みました。

“シニアが主役、こどもは宝”

このスローガンを掲げて、「人口減少に負けない岐阜県づくり！」に取り組んでいます。